

令和8年度

新居高等学校



静岡県立新居高等学校

〒431-0304

静岡県湖西市新居町内山 2036

TEL (053) 594-1515

FAX (053) 594-6180

※外線への対応時間は午前7:45から  
午後4:45までです。

# 目 次

1. 新居高校の教育	
校章、校訓	1
校歌	2
教育目標と方針	3
2. 安全・安心な学校生活を送るために	
警報・注意報等の対応について	6
「いじめ」への対応について	8
教育相談について	9
3. 授業と学校生活	
教務のきまりについて	10
令和6年度入学生 教育課程表	13
令和7年度、令和8年度入学生 教育課程表	14
生徒心得	15
進路指導について	18
保健について	20
図書館利用について	22
生徒会会則	24
4. その他	
校舎等の配置図	32
Cラーニングの利用について	34
学校案内図・ホームページQRコード	

## 校 章



### 校章の由来

本校の校章は、雪の結晶の台地の上に三匹の蛍と高等学校の「高」を配して図案化し、「蛍雪の功」の故事を象徴させている。

蛍雪の功の「蛍雪」は苦勞して勉學に励むことを意味し、「功」は成し遂げた仕事や功績を意味する。

※「蛍雪」の由来は、晋の時代の中国の史書『晋書(車胤伝)』にある故事にもとづく。

## 校 訓

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| <b>勉学</b> | われらは勉学を本分とする       |
| <b>礼儀</b> | われらは師友に対し礼を重んずる    |
| <b>積善</b> | われらは善を行なうに勇氣をもってする |

# 新居高校 校歌

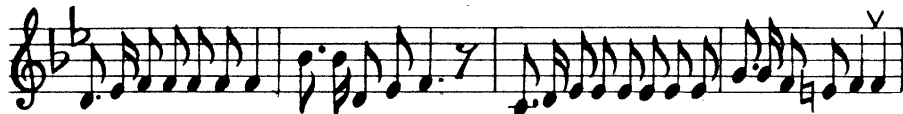
丸山 薫 作詞  
高橋 半 作曲



1. な み-まき あげ-る う なばら は



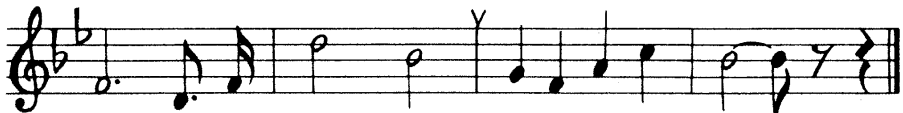
は ま-なの うみ-に つづき けり



かがやきすめる みずのさと ま-つもみどりのいろさ びてき



ぼうにこ-ぞ る まなび やは-ぼこ



う その な ぞ あらい こ う -

一、波捲き上げる海原は

はまなの湖につづきけり

かがやき澄める水の郷

松も緑のいろ錆びて

希望にこぞる学び舎は

母校その名ぞ新居高

二、あけ告ぐ鐘の高鳴りは

自由の窓にこだましぬ

真理のさかえ文化なる

永久の礎きずかんと

使命を擔い実践の

はげみ雄々しき我等なり

三、若きいのちは東の間の

光と燃えて褪せゆかん

未来を競う海どりが

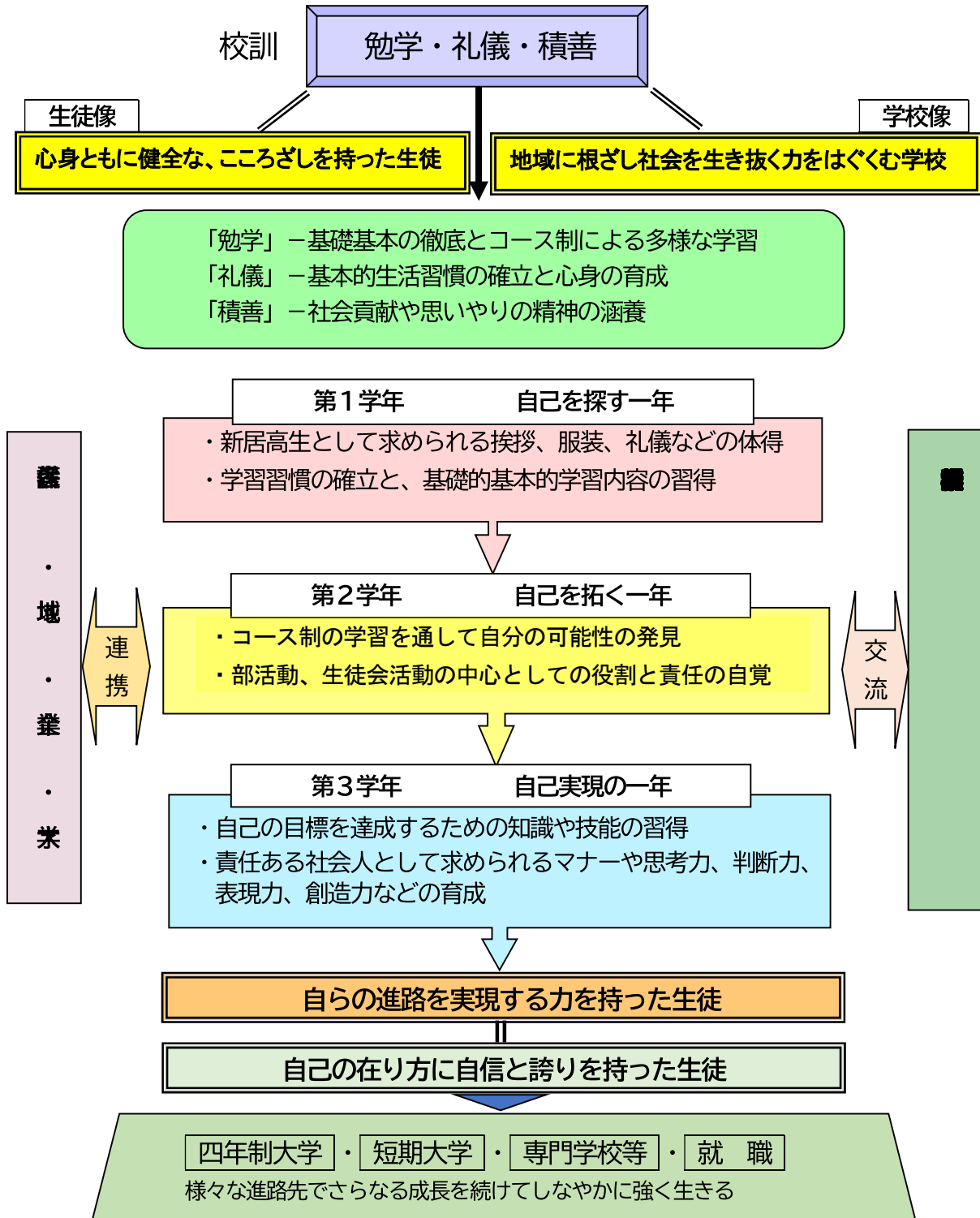
はばたく力湧く雲の

理想の沖をめざしつつ

いざや進まんもるともに

# 県立新居高等学校の教育目標と方針

## 1 新居高校の人づくり



#### (1) スクールミッション

全国有数の工業地域に立地し、100年近い歴史を有し地域を支える有用な人材を輩出してきた全日制普通科高校として、多様な生徒一人ひとりの個性と地域のニーズに対応したコース制による学習や、校訓「勉学」「礼儀」「積善」を教育実践に生かし、心身ともに健全で実践力と創造力を持った地域に貢献できる人材の育成を目指す。

#### (2) スクールポリシー

##### グラデュエーション・ポリシー

- 自らを律しつつ、広い視野を持ち、地域に貢献できる実践力と創造力を育みます。
- 基礎・基本を身に付け、主体的に判断し、自己の進路目標を達成する能力を育みます。
- たくましく生きるための心身と多様な個性を認め、深く感動することができる豊かな人間性を育みます。

##### カリキュラム・ポリシー

- 基礎・基本を大切にした確かな学力の育成を目指します。
- コース等の編成を生かしながら自己目標を達成するための知識・技能の習得を目指します。
- 保護者や地域等と連携しながら、実践的に地域に貢献できる人材の育成を目指します。
- 個別学習・協働学習を推進し、課題解決できる実践力と創造力の育成を目指します。

##### アドミッション・ポリシー

- 主体的に学ぶ意欲のある生徒。
- あきらめずに挑戦する意欲のある生徒。
- 特別活動及び部活動の充実を通して豊かな人間性を育みたい生徒。

#### (3) 各学年の目標

本校では、目指す生徒像の実現のため、各学年での達成目標を掲げています。

##### **第1学年は、「自己を探す1年」です。**

達成目標は、「新居高生として求められる挨拶、服装、礼儀などの体得」と「学習習慣の確立と基礎的基本的学習内容の習得」です。

##### **第2学年は、「自己を拓く1年」です。**

達成目標は、「コース制の学習をとおして自分の可能性の発見」と「部活動、生徒会活動の中心としての役割と責任の自覚」です。

##### **第3学年は、「自己実現の1年」です。**

達成目標は、「自己の目標を達成するための知識や技能の習得」と「責任ある社会人として求められるマナーや思考力、判断力、表現力の育成」です。

各学年での目標を達成することで、それぞれが選んだ進路にふさわしい力と自分のあり方に自信と誇りを持った社会人・学生として本校を卒業します。新入学生は、第1学年の目標をまずは1年間で達成しなければなりません、それから先の第2学年、第3学年の目標も視野に入れて学校生活を送ってください。

#### (4) 連携と交流

本校は、保護者・地域・企業・大学との **連携** と幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校との **交流** に力を入れています。特に保護者の皆様との連携は重要です。学校教育は保護者の皆様の御理解と御協力なしには進めることができません。

## 2 世界に向けて開かれた視野を持ち、個人として自立し、さまざまな人々と協働できる生徒を育むために

### (1) 3本の柱とその土台

本校教育の第1の柱は、「自らを律しつつ、広い視野を持ち、社会に貢献する心をはぐくむ」ことです。本校では日々のあらゆる活動を通して、生徒が基本的な生活習慣を確立するための指導を行っています。こうした指導は、生徒が進学や就職する際に企業や上級学校から高く評価され、本校の特色となっています。

第2の柱は、「基礎・基本を確実に身に付け、主体的に判断し、自己の進路目標を達成する能力を育む」ことです。授業改善に努め、確かな学力を育むとともに、コース制の充実により多様化する進路目標に応えます。

第3の柱は、「部活動や特別活動に積極的に取り組み、たくましく生きるための心身と他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む」ことです。全日制課程、定時制課程ともに熱心な指導のもとに生徒が主体的に行動し、充実した活動を行っています。

こうした、3つの柱を支える土台となるのが、「公正・公平に職務を遂行し、開かれた学校運営を推進する」ことです。本校は、保護者・生徒へのアンケート等により教育内容を点検し、改善を図っています。また、皆様の御意見、御提言を学校運営や広く県の行政に反映させるために「県民の声担当」を設けるとともに、セクハラ相談員を指定して生徒への周知を図り、教職員に問題があった場合には相談するように伝えています。

### (2) 生活指導の基本的な考え方

本校では日々のあらゆる教育活動を通して、生徒が基本的な生活習慣を確立するための指導を行っています。その具体的な指導内容を以下に示します。

- ・ 保護者と連携した毅然とした指導を通して、規範意識を育む。
- ・ 教職員の共通認識に基づく日常的な指導・助言により、挨拶、礼儀、正しい身なりを身に付けさせる。
- ・ 生徒の特性に応じた指導を通して、学校生活における充実感や達成感を育む。
- ・ 奉仕活動を通して、よりよい社会づくりに参画する心を育む。

### (3) 問題行動・いじめへの対応

教職員は生徒を思いやる指導を心掛け、生徒の学校生活を充実させる手立てを尽くしますが、窃盗、暴力等の問題行動やいじめに対しては、県教育委員会等と連携し、厳格な対応をします。

「特別指導」については、17ページに記されています。

いじめへの対応については、8ページに記されています。「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との共通認識の下、学校全体で指導・対応をします。

### (4) 学校と家庭、地域の連携、協力

「教育基本法」第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とあります。学校と家庭、地域が連携、補完し合い、ともに生徒の育成に当たるという考えに立って、新居高校の人づくりを進めます。新居高校の人づくりには、地域や保護者の皆様との連携が不可欠です。

令和8年度 静岡県立新居高等学校 警報・注意報等の対応

I 気象等

発令	内容	始業前・登校中		在学中	
気象注意報	強風 大雨 洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常授業を行う。</li> <li>・安全に登校できることを確認した上で登校する。</li> <li>・安全が確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅待機する。その後、状況が回復したら登校する。</li> <li>・公共交通機関（鉄道・バス等）が不通の場合、これらの公共交通機関が開通次第、安全を確認し、登校する(状況次第で休校の場合もある)。</li> <li>・公共交通機関（鉄道・バス等）が不通で登校できない場合は、学校へ連絡する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、授業を続ける。</li> <li>・「暴風警報」に変更されるおそれ、その他の気象状況や地域の実情等を判断して休校とする場合もある。その際、交通機関の運行確認後下校させる。帰宅時の事故防止指導を徹底する。交通機関の混乱で帰宅することができない場合、保護者の迎えが来るまで学校に待機する。</li> </ul>	
		暴風	午前6時の時点で、「学校所在地（湖西市）」または「居住市町もしくは通学経路がある地区」で発令されている場合	午前11時まで自宅待機とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の運行確認後下校させる。帰宅時の事故防止指導を徹底する。</li> <li>・交通機関の混乱で帰宅することができない場合、保護者の迎えが来るまで学校に待機する。</li> </ul>
			午前11時の時点で発令中の場合	休校とする。	
午前11時の時点で解除された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後から授業を行う。</li> <li>・安全に登校できることを確認した上で登校する。</li> <li>・安全が確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅待機する。その後、状況が回復したら登校する。</li> </ul>				
気象警報	大雨 洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常授業を行う。ただし、「学校所在地（湖西市）」または「居住市町もしくは通学経路がある地区」において、安全を確保できない場合、休校となる。</li> <li>・安全に登校できることを確認した上で登校する。</li> <li>・安全が確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅待機する。その後、状況が回復したら登校する。</li> <li>・公共交通機関（鉄道・バス等）が不通の場合、これらの公共交通機関が開通次第、安全を確認し、登校する(状況次第で休校の場合もある)。</li> <li>・公共交通機関（鉄道・バス等）が不通で登校できない場合は、学校へ連絡する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、授業を続ける。</li> <li>・その他の気象状況や地域の実情等を判断して休校とする場合もある。その際、交通機関の運行確認後下校させる。帰宅時の事故防止指導を徹底する。交通機関の混乱で帰宅することができない場合、保護者の迎えが来るまで学校に待機する。</li> </ul>	
		警戒レベル4相当（避難指示） 警戒レベル5相当（緊急安全確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前6時の時点で、「学校所在地（湖西市）」または「居住市町もしくは通学経路がある地区」で発令されている場合</li> <li>午前11時の時点で発令中の場合</li> <li>午前11時の時点で避難情報（レベル1～3）が出された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前11時まで自宅待機とする。</li> <li>居住地において避難指示が出ている場合は、居住地の避難先へ避難する。</li> <li>通学途中、現在移動中の地域が警戒レベル4以上の場合、最寄りの避難所を開くなどして身の安全を守る。</li> <li>休校とする。</li> <li>午後から授業を行う。</li> <li>安全に登校できることを確認した上で登校する。</li> <li>安全が確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅待機する。その後、状況が回復したら登校する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、警戒レベル4が解除されるまで、学校で待機する。</li> <li>・解除後は、交通機関の運行確認後下校させる。帰宅時の事故防止指導を徹底する。</li> <li>・交通機関の混乱で帰宅することができない場合、保護者の迎えが来るまで学校に待機する。</li> </ul>

※学校所在地（湖西市）において大規模停電が発生した場合、原則として休校とする。

## II 地震・津波

内容		始業前	登下校中	在学中
南海トラ	調査中	自宅待機（※2時間以内に出される以下の臨時情報に留意）	・登下校中、原則としては帰宅する。学校の近くにいない場合には学校に避難する。	・授業を中止し、原則下校。自宅が要避難地域にある場合は、学校で待機する場合もある。
	巨大地震警戒	休校とする。※地震情報に注意し、地震に備え必要に応じて居住地区の避難所に避難する。	・自宅が要避難地域にある場合には、最寄りの避難所に避難する。	
	巨大地震注意	原則通常授業とし、交通機関等の安全を確認した上で登校する。※交通機関の運行状況や学校等施設の状況によっては休校する場合がある。		
	調査終了			
震度5強以上の地震発生 ※震度5弱以下の地震の場合であっても、適用する場合があります。		・休校とする。 ※安全確保の行動や避難行動をとる。避難情報に注意し、必要に応じて居住地区の避難所に避難する。	・安全確保の行動をとり、最寄りの避難所または安全な場所に避難する。 ・公共交通機関利用中は、交通会社（運転士等）の指示に従って避難行動をとる。 ・登校した生徒は原則として学校で待機する。 ※可能な範囲で安否確認の発信に努める（Cラーニングによる安否確認）	・教育活動を中止し、教員の指示に従い、安全な場所に避難する。
津波注意報		・平常授業を行う。		・原則、授業を続ける。 ・沿岸部の活動は中止する。下校時には注意喚起を行う。
大津波警報 津波警報	午前6時の時点で、「学校所在地（湖西市）」または「居住市町もしくは通学経路がある地区」で発令されている場合		・午前11時まで自宅待機とする。 ・必要に応じて地域の避難所又は高い建物の上階や高台に避難する。	・教育活動を中止し、教員の指示に従い、学校の避難計画に沿って避難する。
	午前11時の時点で発令中の場合		・休校とする。	・安全が確認されるまで、原則として学校に待機する。
	午前11時の時点で解除された場合		・午後から授業を行う。 ・安全に登校できることを確認した上で登校する。 ・安全が確認できない場合は、学校に連絡の上、自宅待機する。その後、状況が回復したら登校する。	

## III 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報

内容	始業時・登下校中	在学中
ミサイル発射の発信があった場合	ミサイル通過（＝影響がない）の発信が確認できない場合は、避難行動を続ける。 ※登下校中の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ、頭部等を守る。テレビやラジオ、携帯電話で情報を収集する。	教育活動を中止し、教員の指示に従う。
ミサイル通過（影響がない場合）の発信があった場合	避難行動をやめ、登校する。	・避難行動をやめ、授業を再開する。 ・放課後、学校にて避難行動中、避難行動をやめ、学校の指示に従い、下校する。
ミサイル落下（影響がある場合）の発信があった場合	あらゆる場面で身の安全を最優先し、避難行動をとる。屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。	

## IV 交通機関不通時の対応

交通機関運休時等対応 JR 東海道線関係運行状況	対応
午前6時の時点で豊橋～浜松間が運休しており、運転再開の見通しが立たない場合	自宅待機(午前11時までに運転再開の場合、登校開始)
午前11時の時点で豊橋～浜松間が運休している場合	休校

※上記他交通機関不通により登校できない場合・安全確保で登校しない場合は、電話又はCラーニングで学校に連絡

## 「いじめ」への対応について

### 1 いじめの定義

平成 25 年にいじめの定義が、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と変更されました。

本校でも、いじめられた生徒の立場に立って、その気持ちを重視し、加害者側にいじめの意識がなくても、指導対象とします。

### 2 いじめの把握

- (1) 「心の健康状態調査」、心理調査「シグマ」を実施し、いじめに関係すると思われる記述については、面談等を通じて、把握に努めます。
- (2) 「生活に関するアンケート」を実施し、いじめ及びそれにつながりかねない行為については、面談等を通じて、実態把握をします。
- (3) 必要に応じて、保護者の方に連絡し、面談を行います。
- (4) 本校では毎月 2 回スクールカウンセラーが来校しています。いじめに関する相談があれば、本人の了解の上で、情報を共有し、学校として対応します（「教育相談について」参照）。

### 3 いじめへの対応

「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との共通認識の下、学校全体で指導・対応をします。

いじめられている生徒は絶対に守り、組織的対応を行うとともに、卒業まで継続してフォローしますので、学校を信頼して、相談をお願いします。

加害者には、必要な特別指導を行う対象とします。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」も、必要な指導を行います。

なお、いじめ事案の中でも、特にいじめられている生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報します。

### 4 いじめ防止

「いじめのない安心できる学校」環境を築くために、登校時、授業中および休み時間に、校内巡視・声かけを継続して行っています。「職員が目、気配りが隅々まで行き渡る学校」を目指しています。

## 教育相談について

本校は『相談室』を設置してその充実を心掛けています。今後、もしお子さんに心配なことが生じた場合や、確認したいこと等がある場合には、遠慮なく御相談ください。

1 まずHR担任に御相談ください。

心配事が生じましたら、HR担任に御相談ください。他の職員がお話を伺うこともできます。

2 御来校のうえ、相談することができます。

相談希望の場合はお電話でご連絡ください。問題が深刻にならないうちに、早めに御相談ください。程度の差はありますが、人間は誰でも悩みを持っています。些細なことでもお気軽にお電話ください。

3 お子さんにも相談室の利用をお勧めください。

生徒が相談室を利用する場合、HR担任、養護教諭、教育相談担当の先生に申し込んでください。

4 スクールカウンセラー

本校では毎月2回程度スクールカウンセラーが来校し、心のケアにあたっています。生徒はもちろん、保護者の方も利用できます。来校日時は事前に「そうだん室だより」やメール配信等でお知らせします。

5 静岡県教育相談センターの『ハロー電話ともしび』も御利用ください。

(高校卒業年代までの) 子どもや保護者の電話相談窓口です  
教育相談  
ハロー電話「ともしび」  
平日 10:00～17:00  
(年末・年始は休み)  
☎東部 055-931-8686  
☎中部 054-289-8686  
☎西部 0537-24-8686  
24時間子供SOSダイヤル  
夜間・休日含め  
いつでも  
☎0120-0-78310

あなたの悩みを相談してみませんか  
はなそっと  
あなたの悩みを相談できる窓口を探せます。

## 教務のきまりについて

### ○ 日課表

時限	平常日課	45分授業（短縮）日課
朝読書・SHR	8:25 ～ 8:40	8:25 ～ 8:40
第1時限	8:50 ～ 9:40	8:50 ～ 9:35
第2時限	9:50 ～ 10:40	9:45 ～ 10:30
第3時限	10:50 ～ 11:40	10:40 ～ 11:25
第4時限	11:50 ～ 12:40	11:35 ～ 12:20
昼休み	12:40 ～ 13:25	12:20 ～ 13:05
第5時限	13:25 ～ 14:15	13:05 ～ 13:50
第6時限	14:25 ～ 15:15	14:00 ～ 14:45
SHR・清掃	15:20 ～ 15:40	14:50 ～ 15:10

※ 上記以外の特別日課等については、その都度提示する。

### ○ 出欠席等について

#### <出席・欠席>

- ・日課表による日課をすべて欠いた場合、欠席とする。
- ・所属する部活動の対外試合等に参加した場合には、出席扱い(公欠)とする。

#### <遅刻・早退>

学校が定めた始業時刻以降に登校した場合は遅刻、終業時刻以前に下校した場合は早退とする。  
ただし、その理由が出席停止や忌引、公欠に該当する場合は遅刻・早退としない。  
公共交通機関等の不通・遅延による場合、証明書等により確認できたときは遅刻としない。

#### <出席停止>

- ・学校保健安全法による出席停止の日数（「保健について」参照）および懲戒による停学の日数。
- ・学校保健安全法により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数。
- ・非常変災等（「警報・注意報等の対応」参照）により、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。
- ・進学、就職試験など、教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

#### <忌引>

- ・父母の場合、7日。
- ・祖父母、兄弟姉妹の場合、3日。ただし、兄弟姉妹で生計を一にする場合は5日。
- ・曾祖父母・伯叔父母、1日。

※ 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、HR担任に相談してください。

#### <欠課>

- ・理由の如何を問わず、授業に出席しない場合は欠課とする。したがって、出席停止、忌引、公欠、指導によるもの等も欠課となる。
- ・遅刻、中抜け、早退等により授業時間の2分の1以上を欠いたときは、その授業を欠課とする。

<表彰>

- ・ 3年間無欠席・無遅刻・無早退で、努力したものに、皆勤賞を与える。
- ・ 学業、人物ともに優秀で、特に成績優秀なものに、学習賞を与える。
- ・ 生徒会活動を含め、学校内外において多大な貢献・実績が認められたものに、褒賞を与える。
- ・ 部活動において顕著な結果を残し、学校の榮譽を高めたものに、功労賞を与える。

○ 定期テスト等について

<定期テスト受験上の注意>

- ・ 出席番号順に、机の間の通路を広くして着席する。
- ・ 筆記用具、解答に必要な定規等以外は机上に置かない。下敷きの使用は認めない。筆箱を机上に置いてはならない。
- ・ 机、黒板、壁等のらくがきは全て消す。
- ・ 机の中を空にし、全ての私物をロッカーまたはカバンに入れる。カバン、シューズ入れなどは、廊下に整理して置く。
- ・ 受験中の私語及び物品の貸借はしない。
- ・ 不正行為やそれと疑われる行為はしない。
- ・ テスト受験中は、特別の事情が生じたときを除き、途中退室を認めない。

<不正行為>

- ・ 不正行為があった場合には、当該テストの得点を0点とする。
- ・ その行為を助けたものがいた場合、同様に扱う。

<追試験>

定期テストを正規のテスト時間割の中で受験できなかったものは、追試験受験願を提出することにより受験を認める。ただし正当な理由でない場合、受験を認めないことがある。

<課題テスト等>

長期休業明けの課題テスト等の受験においても、定期テストに準ずる。

○ 評価・評定について

<評価>

- ・ 授業への十分な出席が認められたものに対し、その授業について「知識・技能」、「思考・判断・表現」および「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点についてそれぞれA、B、Cで表した評価及び、3つの観点の評価を総合したものを5段階で表し、通知する。ABC評価と5段階評価の対応は以下の表のとおり。

観点別評価の 組合せ	AAA, AAB	AAC, ABB	ABC, BBB, BBC	ACC, BCC	CCC
評価	5	4	3	2	1

- ・ 1、2学期の評価はそれぞれの学期の評価を、学年末においては1年間を総合してその学年の評価を表す。

<成績不振者指導>

- ・ 1、2学期において欠点（評価「1」）の場合、教科の指示する課題、成績不振者指導に取り組まなければならない。
- ・ 欠点保有者は、追試験受験願いを提出し、追試験を受験しなければならない。

<評定>

- ・ 調査書等は、5段階の評定で記載する。

<単位の修得>

- ・授業への出席および取組が良好で、履修が認定されること。
- ・履修が認定されたもののうち、評定「1」以外のもの。

<追認試験>

- ・学年末において評定「1」の科目を有するもののうち、単位の修得が可能であると見込まれるものは、定められた追認試験受験願を提出し、追認試験を受けることができる。
- ・追認試験は、当該年度内に1回に限り実施する。

○ 進級・卒業認定について

<進級の認定>

当該学年における学校生活への取組が良好で、以下の要件を満たしたものは、当該学年の課程を修了したものとし、進級を認める。

- ・欠席日数が、定められた日数未満であること。
- ・当該学年において履修すべき教科・科目及び総合的な探究の時間のすべてについて、履修が認定されていること。ホームルーム活動もこれに準ずる。
- ・当該学年において定められた教科・科目の単位の修得が認定されること。

<原級留置>

- ・進級が認められなかったもののうち、次年度の学習に支障がないと認められたものは原級に留め置く。
- ・原級留置のものは当該学年のすべての教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動を再度履修する。

<卒業認定>

第3学年の課程を修了し、特に問題がないものについて、校長が卒業を認定する。



OR7及びR8入学生教育課程表(R7乙・R8乙)

単位数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	—	
1年	現代の国語		言語文化		公共		数学Ⅰ			科学と人間生活			体育			保健	芸術Ⅰ			英語コミュニケーションⅠ			家庭基礎		情報Ⅰ		Mirai Arai Traial	L H R	—		
2年	工業	文学国語		歴史総合		数学A			化学基礎			体育		保健	英語コミュニケーションⅡ			製図		工業技術基礎			機械工作								
	スポーツ																	情報処理		スポーツⅠ		スポーツⅡ	スポーツ概論	芸術Ⅰ※1							
	教養																			ビジネス基礎		家庭基礎演習									
	福祉																			生活支援技術		社会福祉基礎									
	情報文理																			論理・表現Ⅰ		数学Ⅱ				情報Ⅱ					
3年	工業	文学国語		地理総合		物理基礎		体育			英語コミュニケーションⅡ			数学ⅠA演習		プログラミング技術		機械工作	実習			製図									
	スポーツ					発展科学と人間生活										スポーツ概論	芸術Ⅱ※2		実用書道／ビジュアルデザイン		ライフスポーツ	スポーツⅡ									
	教養					演奏研究／素描										ファッション造形基礎			フードデザイン												
	福祉					生活支援技術										介護総合演習															
	情報文理					発展数学ⅠⅡA										論理国語			世界史探究／化学			論理・表現Ⅱ									
単位数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	—

※1:1年次に選択した科目は選択できない。

※2:1年次、2年次いずれかで選択した科目からⅡを選択する

# 生徒心得

## 共に目指す学校の姿

- 一人ひとりがモラル（思いやり）のある学校生活を送ることで「全生徒が安全で安心して学び、成長できる学校」を全員でつくることを目指す。
- 進路実現や社会で必要な人間力を育成するために、TPO（時間、場所、場面）に応じた身なりや行動、正しい言葉遣いを大切にする学校を目指す。
- 校外（地域や企業など）の方との関係を大切にして、応援される新居高校を目指す。

## 1 服装・持ち物

### (1) 制服

夏、冬更衣の時期は、気候に応じて各自の判断で移行していく。

#### 学生服

ア 冬服は右襟に校章がついた標準型の黒の詰襟学生服とし、学校指定のボタンをつける。

イ 夏服は校章がついた学校指定の白のワイシャツとする。

#### セーラー服

ア 冬服は左胸に校章が刺繍してある学校指定の紺のセーラー服とする。

イ 夏服は校章がついた学校指定の白のセーラー服とする。

## 熱中症防止対策について

夏季の生徒の健康を保持し、学習しやすい環境を整えるために以下の服装を認める。

### ポロシャツ

ア 白、紺の単色無地で半袖のものとする。※ワンポイント可

イ 部活動のチームポロシャツについても、上記の色に準ずるものである場合は可とする。

※チーム名の刺繍やプリント、エンブレム、ワッペン、スポーツメーカーの肩ラインなどは可

ウ 着用が認められないもの

・胸や背中に大きくプリントや刺繍等があるもの。（学校名や部活名は可）

### ポロシャツ着用の基準

ア 夏用制服ズボンまたはスカートに合わせての着用を基本とする。

イ 猛暑時には体育着のハーフパンツとの組み合わせも可とする。（登下校も可）

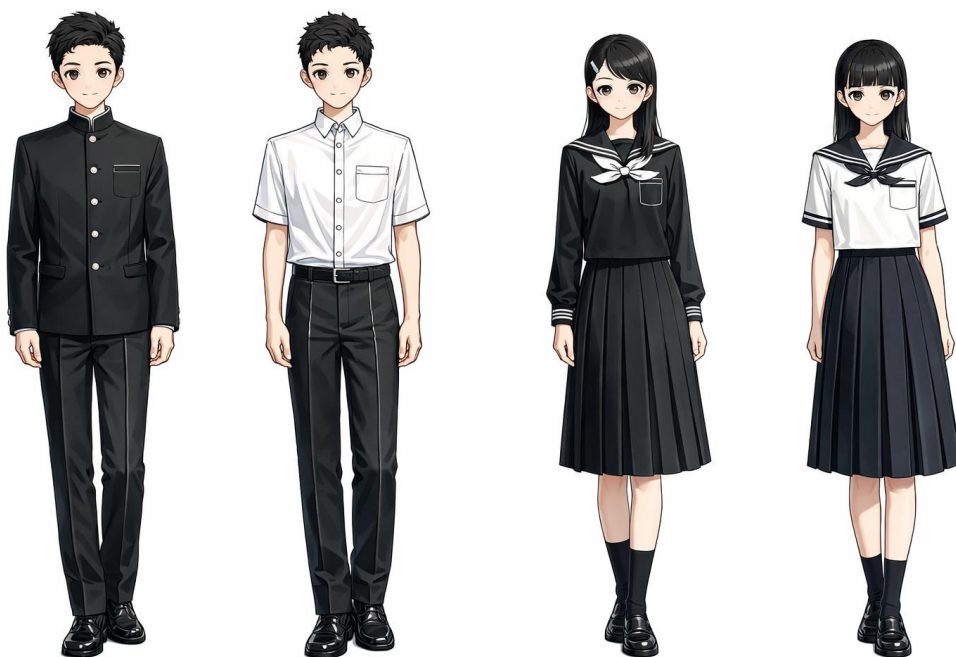
ウ 着用時のシャツ出しは可とする。※体感温度が2℃下がるため

エ TPOに応じた着こなしを心がけ、ボタンを全開にしたり襟を立てたりして着ない。

オ 冷房教室における温度調整のため、ポロシャツの上に学校指定ジャージを着ることを認める。

- (2) 通学靴は、ローファーもしくはスニーカーや運動靴などのかかどがあり、安全で動きやすい物とする。  
サンダルや厚底、スパンコール、ラメ加工等を施してあるものは禁止。

## 【服装】



### (3) 防寒具

- ア 手袋、マフラー、ネックウォーマー、コート等の防寒具の使用を許可する。
- イ 防寒対策として、タイツ、ストッキングの着用を許可する。
- ウ セーラー服着用時は コートに替えて学校指定のジャージの着用を認める。

(4) 登下校時のカバンは、カバンの口がファスナー等で完全に閉まるもの（ボタン不可）、授業用具が入り、机の横に掛けられる大きさとする。

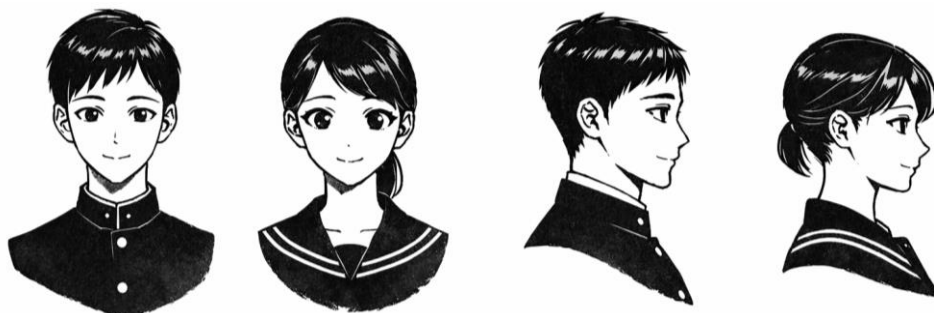
(5) 授業、部活動に必要なものを携行しない。携帯電話は、学校敷地内では電源を切り、バッグまたはロッカーに入れ、放課後敷地外に出るまで一切使用しない。

## 2 頭髪・身なり

頭髪は、パーマ、染色、脱色等の加工を禁止する。

- ア 目が隠れない髪型とする。
- イ 化粧、装飾品等しない。

## 【頭髪】



### 3 校内生活

(1) 欠席・遅刻・外出・早退

- ア 遅刻、欠席（忌引き等を含む）は、C-learning で8時10分までに原則保護者が学校に連絡する。
- イ 遅刻・早退・外出は許可証を発行してもらう。

(2) 部活動

- ア 部活動は、全員任意加入とする。
- イ 登録は、原則1部活とする。（生徒会は兼ねることができる）

### 4 校外生活

(1) 外出時は身分証明書を携帯し、22時には帰宅する。

(2) アルバイトは学校休業日に限り認める。原則、以下の条件を満たした生徒に許可証を発行する。

- ① 学業成績の評定が3.0以上であること（1年生は夏休みから申請可能となる）
- ② 学業成績に欠点がないこと。
- ③ 欠席日数、遅刻、早退がそれぞれ年間で10回以内であること（出席停止は除く）

### 5 交通

- ア 自転車での通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出し、校内駐輪場を使用する生徒は、指定ステッカーを貼る。
- イ 安全な自転車を使用し、自転車保険に加入する。
- ウ 自転車運転時、ヘルメットは原則着用する。

### 6 願・届

決められた願・届を提出する。

- ・校外における各種活動許可願
- ・自転車通学許可願
- ・アルバイト届
- ・交通事故報告書
- ・交通違反報告書
- ・自動車学校通学許可願

### 7 特別指導

(1) 以下の行為があった場合には、特別指導を行う。

- ア 飲酒・喫煙（同席を含む）、万引き、窃盗、薬物使用（含シンナー）、恐喝、暴力殴打、粗暴、わいせつ、とばく、その他法律違反
- イ 無免許運転、暴走行為、バイク同乗、その他交通違反
- ウ いじめ、考査不正、授業妨害、暴言、教員に対する反抗的な態度、その他学校の安全を脅かす行為
- エ 無断免許取得、車両運転（軽車両を除く）、無断アルバイト、無断外泊、その他届出違反
- オ 無断欠席・遅刻・外出・早退、家出、不健全娯楽、不良交友、不健全性行為、その他学校生活への意欲を欠く行為
- カ その他校則違反、新居高生としてふさわしくない行為

(2) 刑罰法規に抵触する可能性のある行為（傷害、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物破損、強要、窃盗等）については、警察と連携して対応する場合がある。

(3) 特別指導は、保護者同席でおこなう。特別指導により授業を欠いた場合、当該授業は欠課とする。

## 進路指導について

### (1) 心構え

#### ア 〈授業を大切に〉

基本中の基本である。日々の授業に集中して臨むことが進路実現の第一歩。

#### イ 〈家庭学習の充実〉

復習に力を入れ、課題提出の期限を必ず守ること。

#### ウ 「試験に行って合格する頭髪・服装・生活態度」で生活する。

### (2) 応募規定

#### 1 進学について

##### ア 総合型選抜、一般選抜については、特に規定を設けない。

##### イ 学校推薦型選抜（指定校・公募）については、推薦委員会で審議する。

- ・保護者連名の「推薦入試応募票」を提出する。
- ・推薦委員会で審議し、承認された生徒は、保護者連名の「進学出願手続書」を提出する。
- ・出願書類提出後の辞退は原則認めない。
- ・合格後は、卒業までの高校生活をより充実したものにする。

#### 2 就職について

##### ア 学校就職については、

- ・応募前職場見学をしていない企業には応募できない。
- ・保護者連名の「応募企業調査票」を提出する。
- ・ハローワークの規定により同時に2社以上の「指定校求人」に応募できない。
- ・就職推薦委員会で審議し、承認された生徒は、保護者連名の「就職出願手続書」を提出する。
- ・応募書類提出後は、入社試験以前でも出願を取り消さない。
- ・採用内定を受けた場合は、採用内定を辞退しない。
- ・採用内定の受諾は「公開求人」より「指定校求人」の企業を優先する。
- ・採用内定後は、卒業までの高校生活をより充実したものにする。

※上記に違反した場合は、その後学校推薦による応募は一切しない。

##### イ 縁故・自己開拓については、その状況を必ず学校に報告し、緊密に連絡を取る。

##### ウ 公務員試験を受ける者も学校就職同様の手続きを行う。

### (3) 推薦基準

#### ア 受験校、応募企業の基準を満たしていること。

#### イ 3年間の学業成績・出欠状況・基礎学力テスト・部活動・日常生活・人物など総合的に判断する。欠席については、3年間で15日以内を目安とする。

### 3 保護者の方へ

本校は、卒業後社会人として通用するための資質を在学中に身に付けさせるため、身だしなみ、挨拶指導等、様々な教育活動に力を入れております。そしてそれは、社会でも高く評価されています。

お子様方の生活の基本は御家庭にあります。御家庭と学校で連携を取り合い、共通認識を持っていただくとともに、学校生活を送るよう御指導ください。

## 保健について

### 1 保健室利用について

- (1) 保健室は、学校で起こったけがや体調不良に対して、一時的な応急処置をする場です。継続的な治療を必要とする場合は、医療機関を受診してください。
- (2) 授業中に来室する場合は、必ず授業担当の先生又は担任に許可を得てから来てください。
- (3) 急なけがや体調不良以外は、なるべく休み時間に利用しましょう。
- (4) 保健室での休養は、基本的には1日1時間を限度とします。
- (5) 検診時や緊急を要する場合は、保健室利用を制限させていただきます。

### 2 学校管理下において負傷し、病院を受診した場合 [保護者の方へ]

- (1) 初診から治癒までの医療機関への支払額が、保険診療分として1,500円以上であれば、日本スポーツ振興センターへ医療費等の請求ができます。請求手続きに関する書類をお渡しするので、学校へ連絡してください。
- (2) 学校管理下とは、授業、部活動、休憩時間、特別活動、学校行事、通常の経路及び方法による登下校等の場合をいいます。第三者の加害者のある交通事故には支給されません。
- (3) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと無効となります。

### 3 学校において予防すべき感染症の出席停止について [保護者の方へ]

学校保健安全法で定められた感染症に罹患した場合、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、出席停止となります。医師より学校感染症と診断された際は、必ず学校へ連絡してください。医師の指示に従い必要な期間、十分な治療と休養をとるようお願いします。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患した場合

ア 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ**経過報告書**が必要となります。診断を受けた場合は、経過報告書を本校ホームページからダウンロードし、印刷してください。

イ 家庭で療養中は、毎日午前及び午後に検温を行い、経過報告書に必ず記入してください。

ウ 経過報告書は登校した際、授業に出席する前に担任に提出してください。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外の学校感染症に罹患した場合

ア **登校許可証明書**が必要となります。登校許可証明書は本校ホームページからダウンロードし、印刷してください。

イ 登校する際に再度病院を受診し、登校許可証明書を医師に記入していただき、学校へ提出してください。

<参考> 学校において予防すべき感染症

令和5年5月8日現在

	伝染病の種類	考え方	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	感染症予防法の一種感染症及び二種感染症(結核を除く。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	○インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻疹：解熱した後3日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風疹：発疹が消失するまで ○水痘：全ての発疹が痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで ○新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ○結核、髄膜炎菌性髄膜炎：症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 図書館利用について

本校の図書館を利用できる者は、本校の生徒、職員及び学校長が許可をした閲覧希望者です。利用者は下記の規定を必ず守ってください。

### 1 開館時間

平日の昼休みと放課後（16時30分まで）

テスト1週間前は16:45まで延長します

### 2 館内閲覧

- (1) 入館するときは、カバン、袋物等は閲覧室入口右のロッカーに入れてください。ただし、貴重品は身につけてください。
- (2) 館内では大声を出したり、騒いだりしないでください。飲食物等の持ち込みは禁止です。
- (3) 図書は大切に扱い、書き込み、切り抜き、破損等をしないでください。
- (4) 図書を本棚に戻すときは、分類番号、図書記号をよく確かめて、必ず元のところに返してください。
- (5) 館内の美化、整頓に留意し、机、腰掛け等の備品は大切に扱ってください。
- (6) 用事のない生徒は、事務室へ立ち入らないでください。

### 3 館外貸出

- (1) 図書を借りるときは、図書カードに必要事項を記入し、図書委員にHRNOを言ってバーコードを読んでもらう。
- (2) 返却するときには、図書を図書委員に渡しバーコードを読んでもらう。
- (3) 貸出には、通常貸出と特別貸出とがあります。

#### ア 通常貸出

- ・平日の貸出（未返却者には新しい貸出しはしない）
- ・冊数：2冊まで
- ・貸出期間：1週間以内

#### イ 特別貸出

- ・貸出日：長期休業前
- ・冊数：5冊まで
- ・貸出期間：長期休業中
- ・返却：始業式以降

- (4) 貸出期間を延長する場合は、借りている本を持参し、一度返却して、あらためて貸出手続きをとってください。いつまでも返却しない場合は、指導が入ることもあり

ます。

- (5) 貸出図書は大切に扱い、又貸しは厳禁です。
- (6) 貸出図書の紛失や破損、汚損については、弁償してもらいます。

#### 4 その他

- (1) 本校の図書館は開架式で、分類は日本十進分類法（NDC）に依ります。蔵書数は約 25,000 冊。
- (2) 図書館では 5 種類の雑誌を購入し、バックナンバーも含め、いつでも閲覧可能です。ただし、貸出はしていません。
- (3) 図書館で購入している新聞は、日刊スポーツの 1 紙と英字新聞（週刊）です。カウンター横に置いてあり、いつでも閲覧可能です。また、過去 3 ヶ月分は書庫内で保存しています。閲覧したいときは図書課職員に問い合わせてください。
- (4) 蔵書は次のように選択・購入しています。
  - ア 生徒によるリクエスト
  - イ 図書委員による店頭購入
  - ウ 教科、先生からの推薦図書
  - エ 図書課職員からの推薦図書
  - オ 部活動、学年、分掌からのリクエスト

※読みたい本がある場合はリクエストできます。リクエスト用紙はカウンターの上に置いてありますので、必要事項を記入の上、図書課職員に渡してください。わからないことがあれば、図書委員または図書課職員に問い合わせてください。

# 生徒会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、静岡県立新居高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、われわれの生活に民主主義の精神を徹底させ、社会的・公民的修練をなし、かつ個性の伸長、人格の向上を図るとともに、明るく楽しい学園をつくることを目的とする。

第3条 本会は、本校に在学する全日制生徒全員をもって組織する。

第4条 本会の会員は会費を納入する。

第5条 本会には校長が任命する次の役員をおく。

- (1) 生徒会長（会員の選挙による。）
- (2) 副会長（会長の指名による。）
- (3) この会則に規定する役員

第6条 生徒会長は、本会を代表するとともに生徒会の業務全般を統一し、執行委員会を主宰する。副会長は会長を補佐し、会長の不在又は職務遂行不能の場合は代行する。

第7条 役員の任期は次のように定める。

- 1 役員の任期は原則2期制とし、前期は1月から6月、後期は7月から12月までとする。
- 2 役員は、任期満了した後も後任のものが就任するまでその職務を行う。
- 3 役員の補充は、適宜行うことができる。その任期は当該期末までとする。

## 第2章 議決機関及び執行機関

第8条 本会には次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 執行委員会
- (3) HR代表委員会
- (4) 生活・交通安全委員会
- (5) 保健・美化委員会
- (6) 体育委員会
- (7) 文化祭実行・会計委員会
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 図書委員会
- (10) 放送委員会
- (11) 進路委員会

その他必要な場合は、HR代表委員会の決議によって特別委員会を設けることができる。

第9条 各機関には本校職員を顧問におく。

第10条 各機関は、顧問の助言を得て、委員長が召集する。

### 第1項 生徒総会

第11条 生徒総会は、生徒会の最高決議機関である。

第12条 総会には次の役員をおく。

- (1) 議長 1名 (HR代表委員会議長が兼ねる。)
- (2) 副議長 1名 (議長の指名)
- (3) 書記 2名 ( 〃 )

第13条 議長は顧問の助言を得て総会を招集し、議事を司会する。

第14条 副議長は議長を補佐し、議長の不在又は職務遂行不能の場合は代行する。

第15条 書記は議事録の作成、その他の庶務を司る。

第16条 総会は、会員の2/3以上の出席を得て成立し、出席者の過半数の賛成で議決することができる。

第17条 総会は次のことを行う。

- (1) 生徒会に関する規約ならびに細則の決定及び改正
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 執行委員会において、総会の承認が必要と判断された事項

第18条 次のいずれかの手続きによって、特に総会の議決を必要とすることを認められた事項については、前条の規定にかかわらず総会の議決を求めなければならない。

- (1) HR代表委員会の全委員の2/3以上の議決
- (2) 校長の指示

第19条 総会は年1回開く。ただし前条各号の場合は臨時総会を開くことができる。

## 第2項 HR代表委員会

第20条 HR代表委員会は、会員全体の意思を代表する議決機関である。

第21条 HR代表委員会は、次のとおり組織する。

- (1) 議長 1名 (生徒会長が兼ねる。)
- (2) 副議長 2名 (議長の指名)
- (3) 書記 2名 ( 〃 )
- (4) 委員長 1名 (委員の互選による。)
- (5) HR代表委員 各HR 2名

第22条 HR代表委員会は次の事項について討議し、議決する。

- (1) 執行委員会より提出された問題
- (2) 各機関より提出された問題
- (3) 校長より諮問された問題
- (4) その他議長が必要と認めた事項

第23条 HR代表委員は、所属するHRの会員から選出し、HRを代表し、各HRの連絡決議、HR活動に関する研究協議を行う。

HR代表委員は、HR代表委員会に出席し、それぞれ議決権を有するとともに、HR代表委員会における討論、決議事項をHRに報告する。

第24条 HR代表委員の任期は2期制とし、前期は4月から9月、後期は10月から翌年3月までとする。

### 第3項 執行委員会

第25条 執行委員会は、本会活動の企画及び執行にあたり、次のことを行う。

- (1) HR代表委員会及び総会への原案提出
- (2) 各機関への出席及び説明 ただし議決権を有しない。
- (3) 総会及びHR代表委員会の決定事項の伝達及び執行
- (4) 予算案の作成及び決算の報告
- (5) 生徒会行事の企画、準備及び実施
- (6) 諸記録の保管

第26条 執行委員会は次のとおり組織する。

- (1) 委員長 1名（生徒会長が兼ねる。）
- (2) 副委員長 1名（副会長が兼ねる。）
- (3) 書記長 1名（生徒会長の任命による。）
- (4) 会計長 1名（同上）
- (5) 行事実行委員長 1名（同上）
- (6) 執行委員 若干名（同上）

第27条 執行委員長は執行委員会を統轄し、顧問の助言を得て、会務を運営する。

第28条 書記長は書記2名をおくことができ、協力して次のことを行う。

- (1) 執行委員会全般に関する事務
- (2) 資料の収集、記録、保管

第29条 会計長は会計2名をおくことができ、協力して次のことを行う。

- (1) 生徒会予算の出納
- (2) 予算、決算その他の会計事務

### 第4項 HR会

第30条 HR会は所属するHR全員で構成され、生徒会活動の基本となる。

第31条 HR会には次の委員をおく。委員は、各委員会委員を兼ねる。

- (1) HR代表委員 男女各1名（HRの男女構成により不可能な場合はこの限りでない。）
- (2) 生活・交通安全委員 2名
- (3) 保健・美化委員 2名
- (4) 体育委員 2名
- (5) 文化祭実行・会計委員 2名
- (6) 選挙管理委員 2名
- (7) 図書委員 2名
- (8) 放送委員 2名
- (9) 進路委員 2名

2 HRは必要に応じて、その他の委員、係りをおくことができる。

第32条 HR会の委員の任期は次のように定める。

- 1 原則として、任期は4月から翌年3月の1年とする。
- 2 委員は任期満了した後も、後任のものが就任するまでその職務を行う。

第33条 HR会は、HR担任の助言を得てHR代表委員が主宰する。

#### 第5項 各委員会

第34条 委員会は、HRより選出された委員をもって組織し、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名(委員の互選)
- (2) 副委員長 1名( )
- (3) 書記 2名( )

第35条 生活・交通安全委員会は、風紀等と防災および交通安全に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 会員の校内、校外における風紀の維持と高揚に関すること
- (2) 校内の募金活動及びボランティア情報等の伝達
- (3) 防災に関する学校行事の推進と啓蒙
- (4) 会員の交通道德、マナーの高揚
- (5) 登下校時の交通指導
- (6) 自転車の点検
- (7) 交通安全に関する街頭指導等
- (8) その他顧問の指示による事項

第36条 保健・美化委員会は、保健および校内美化に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 保健・衛生の向上に関すること
- (2) 施設の整備、保全に関すること
- (3) 校内の美化、清掃に関すること
- (4) 掃除状態の点検
- (5) 清掃用具の管理、点検
- (6) 校内の衛生状態の調査点検
- (7) 校内美化の呼びかけ
- (8) その他顧問の指示による事項

第37条 体育委員会は、体育行事に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 校内体育諸行事の企画立案
- (2) 校内体育諸行事に関する準備
- (3) その他顧問、HR担任の指示による事項

第 38 条 文化祭実行・会計委員会は、校内文化行事・会計処理に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 文化祭の企画立案
- (2) 文化祭に関する準備
- (3) 募金等における金銭の管理
- (4) HRにおける金銭の管理等
- (5) その他顧問、HR担任の指示による事項

第 39 条 選挙管理委員会は、生徒会長の選挙に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 選挙要項の作成、選挙公示
- (2) 立候補の受付、候補者名簿の作成、公示
- (3) 選挙運動の管理
- (4) 立会演説会の開催
- (5) 投票に関する準備
- (6) 投票場の管理
- (7) 開票及び結果の公示
- (8) 立候補のない場合の候補者の推薦、管理
- (9) その他顧問の指示による事項

第 40 条 図書委員会は、図書館の管理、運営に協力する機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 読書活動の推進
- (2) 図書の整理、貸出業務
- (3) 購入図書の選択と広報
- (4) その他顧問の指示による事項

第 41 条 放送委員会は、放送に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 放送機器の維持、管理
- (2) 校内行事における放送機器の準備等
- (3) 昼休みにおける校内放送の実施
- (4) その他顧問の指示による事項

第 42 条 進路委員会は、進路資料室の管理、運営に協力する機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 進路資料の整理、管理
- (2) HRにおける進路用棚の整理等
- (3) その他顧問、HR担任の指示による事項

### 第3章 部活動

#### 第1項 部活動

第43条 部活動は、その活動を通じて会員の技能と体力の伸長を図るとともに、社会性を養うことを目的とする。

第44条 部活動への加入は任意とする。また、加入できる部活は1人1部活とする。

第45条 部活動会は各会員全員をもって構成し、次の役員をおく。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 会計 1名

部活動会は前項の役員のほかに必要に応じて他の委員、係りを設けることができる。

第46条 部活動の休部、廃部、創部

##### 1 休部

ア 活動人数や活動状況を生徒課で審査し、休部案を作成し、校長の決裁を得て職員会議で決議される。

イ 休部が決定した部活は、1年生の募集を停止する。

ウ 休部が決定した部活動でも、部活登録者が在籍している間は、活動ができる。

##### 2 廃部

2年間休部した部活動は、廃部とする。

##### 3 創部

部としての活動が適切か生徒課で審査し、部活動新設案を作成し、校長の決裁を得て職員会議で議決される。この際、適切な顧問教員を確保できることを条件とする。

#### 第2項 運動部部長会

第47条 運動部部長会は会員の体育的活動の促進を図る機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 運動各部の連絡、協議
- (2) 体育的行事への協力
- (3) その他顧問の指示による事項

第48条 運動部部長会は運動各部より選出された正・副部長で構成し、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名（委員の互選）
- (2) 副委員長 2名（ 〃 ）
- (3) 書記 2名（ 〃 ）

#### 第3項 文化部部長会

第49条 文化部部長会は会員の文化的活動の促進を図る機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 文化各部の連絡、協議
- (2) 文化祭等への協力
- (3) その他顧問の指示による事項

第50条 文化部部长会は文化各部より選出された正・副部長で構成し次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名(委員の互選)
- (2) 副委員長 2名( " )
- (3) 書記 2名( " )

#### 第4章 選挙

##### 第1項 選挙

第51条 生徒会長の選挙は次の通り行う。

###### 1 公示

- (1) 選挙管理委員長は、公示1週間前に選挙管理委員を召集して、公示の準備をする。
- (2) 公示1週間後に立候補の受付を行う。

###### 2 立候補

- (1) 全会員が立候補の権利を有する。ただし転入後3ヶ月以内のものは除く。
- (2) HR担任の承認が得られないものは、立候補できない。
- (3) 立候補するものは会員の20名以上の推せん者を得て、所定の用紙に責任者と連署の上、受付期限内に選挙管理委員会へ届出る。
- (4) 立候補の届出のないときは、選挙管理委員による推薦者を立候補者として決定し、責任者を決めさせ、職員の承認を得て、公示する。

###### 3 選挙運動

- (1) 選挙運動は生徒としての品位を傷つけない範囲で行う。
- (2) 選挙運動の期間は立候補名簿の公示のあった日から投票日の前日までとする。
- (3) 立会演説会は、選挙管理委員会の定める日時及び場所において行う。
- (4) 応援演説は、立候補者1名につき3名以内とし、予め選挙管理委員会に届出て、許可を得なければならない。
- (5) ポスターは候補者1名につき10枚以内とし、選挙管理委員会の指定した用紙を用い、かつ選挙管理委員会の検印を必要とする。
- (6) 立候補者の責任者は、投票の終了後ポスターを除去する。
- (7) 選挙管理委員は選挙運動をしてはならない。

###### 4 投票

- (1) 全会員が、投票権を有する。
- (2) 投票日、投票場所は委員会の定める日、場所とする。
- (3) 投票は、委員会の定めた投票用紙により投票する。
- (4) 立候補者が定員数と等しい場合は信任投票を行う。

## 5 開 票

- (1) 開票は、投票の当日、顧問の助言を得て、選挙管理委員会の管理の下で行う。
- (2) 次の投票は無効とする。但し疑わしいときは選挙管理委員会が判定する。
  - ア 正規の用紙を用いないもの。
  - イ 正しい記述でないもの。
  - ウ 白票

## 6 当 選

- (1) 最高投票者を当選とする。
- (2) 信任投票の場合は有効投票総数の過半数の信任を必要とする。

## 第2項 解 職

第52条 会員は全会員1/3以上の連署をもって選挙管理委員会に対し、会長の解職の請求を行うことができる。

- 1 前項の解職の請求があったとき、選挙管理委員会は公示の上、すみやかに解職の投票を行い、過半数の賛成があったときはその職を解く。
- 2 解職が成立した場合、選挙管理委員会はすみやかに会長選挙を行わなければならない。

## 第5章 会 計

第53条 本会の運営費は会員の会費、その他の収入をもって当てる。

第54条 会計年度は4月に始まり、翌年3月に終わる。

第55条 年度初めに予算案を作成し、生徒総会に提出し、その議決を求めなければならない。

第56条 3月末をもって決算報告書を作成し、生徒総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第57条 前年度の資料をもとに、暫定予算を組むことができる。

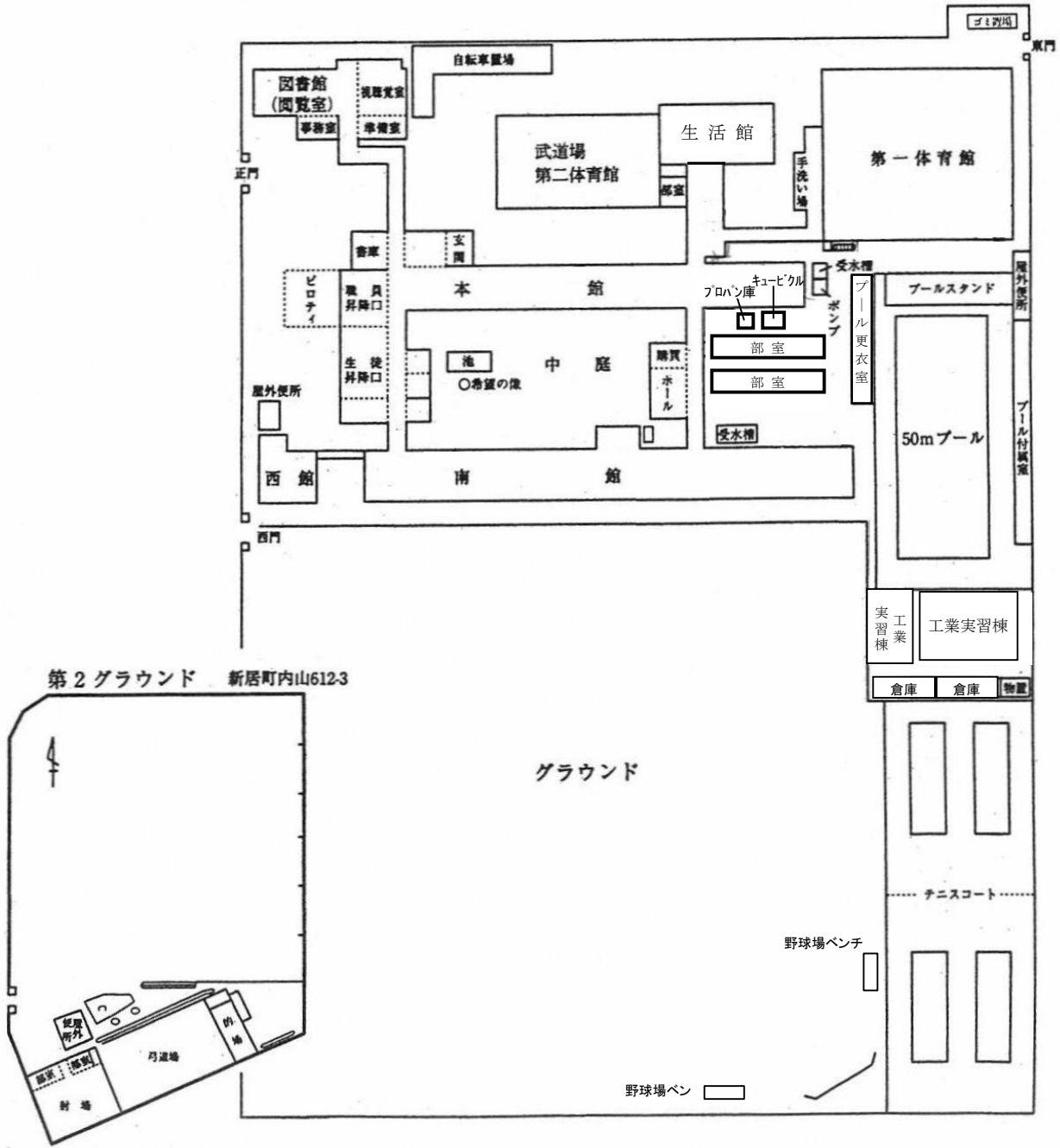
第58条 必要に応じて、年度途中に、補正予算及び組替予算を組むことができる。

## 第6章 附 則

第59条 生徒総会並びにHR代表委員会の決議事項は、すべて校長の承認を経なければならない。

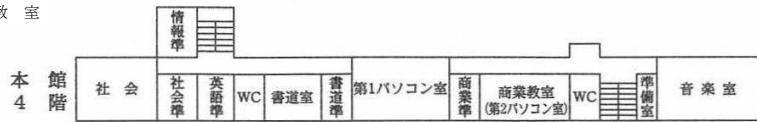
第60条 この会則の改正は総会の承認を経て、校長の承認を得なければならない。

第61条 本会には本校の職員を顧問におく。

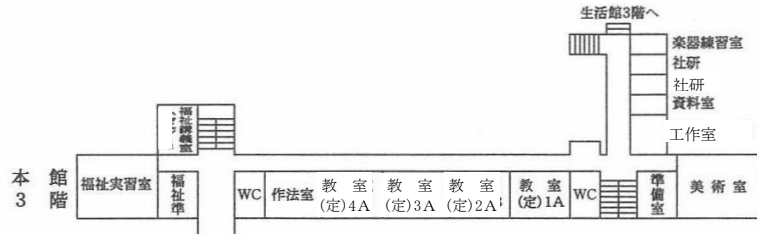


静岡県立新居高等学校

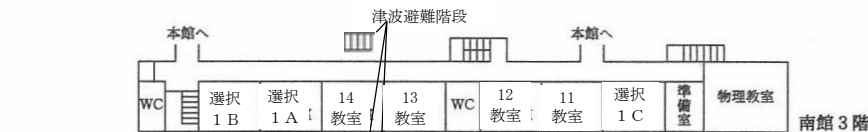
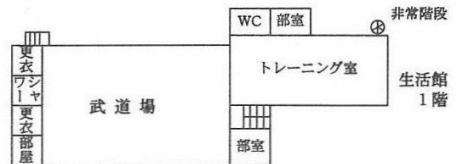
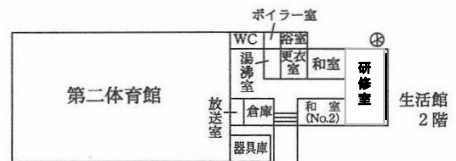
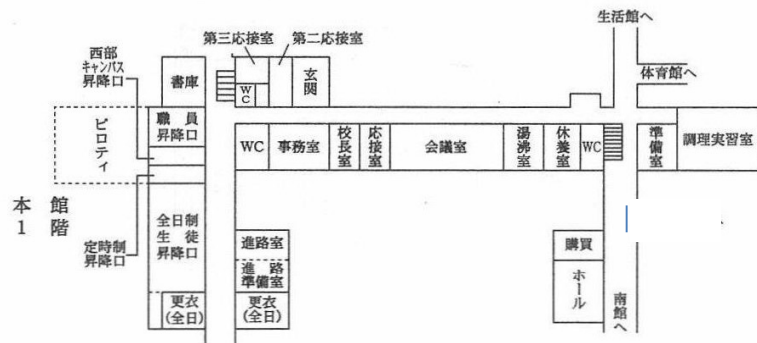
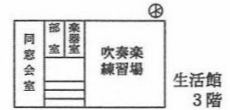
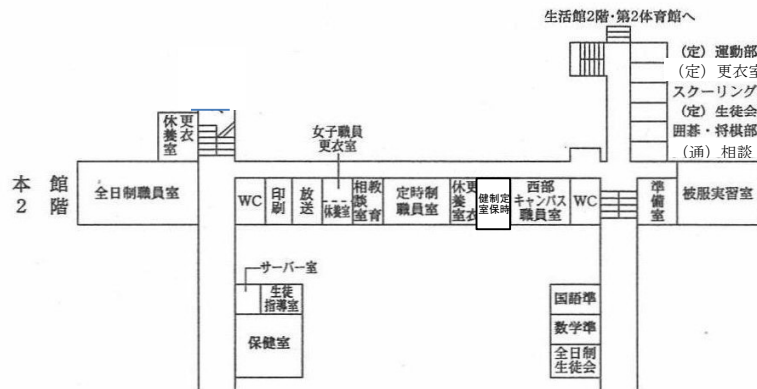
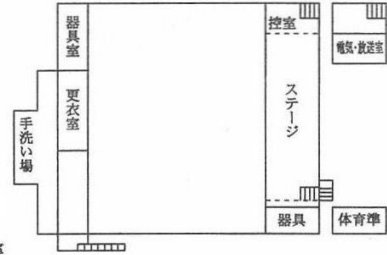
教室



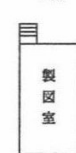
図書館棟



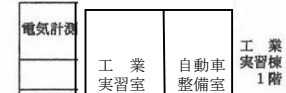
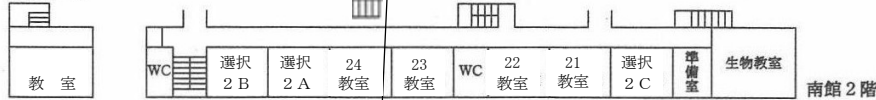
第一体育館



工業実習棟 2階



西館2階



西館1階



## Cラーニングの利用について

教務課情報係

欠席連絡、SHRでの連絡、学校からの連絡、アンケートはCラーニングを通じて行います。  
年度当初配布の資料を参考に登録してください。

### 【利用】

1. タブレット・スマホ用のアプリを使う場合  
QRコードからアプリインストールガイドを開いてアプリのインストールとログインをしてください。



2. ブラウザを使う場合(パソコン、タブレット、スマホ共通)  
下記ログイン画面にアクセスして、あなたのログインIDとパスワードを入力します。

ログインURL : <https://arai-h.c-learning.jp/s>



### 【留意事項】

- ・欠席連絡は必ず保護者等から行う。
- ・スマートフォンだけでなく学校で使う端末(クロームブック)でも確認できるようにしておく。
- ・すぐに対応が必要な連絡や相談は電話で行う。
- ・利用方法は学校から配布されるものもしくはマニュアルを参考にする。

マニュアル URL : [https://s-manual.c-learning.jp/?page\\_id=639](https://s-manual.c-learning.jp/?page_id=639) (ログインが必要です)



### 【保護者等様へ】

別途配布の資料をもとに保護者等様のご登録もお願いします。

ブラウザからのログインは <https://arai-h.c-learning.jp/p/>

### 保護者向けアプリ

アプリをご利用になる場合、各アプリストアより  
アプリ「C-Learning [for Parent]」をインストールします。

#### iPhone, iPad用



#### Android用



既にインストール済みの場合「C.27」参照  
ブラウザ (Edge, Safari, Chrome等) からご利用になる場合「C.40」参照

## 案内（JR 新居町駅より徒歩5分）



## 新居高校ホームページ QR コード

